

清末四川省における局士の歴史的性格

新村容子

はじめに

本稿は、清末四川省における地主制の特質を局士の分析を通じて明らかにしようとするものである。局士とは、後述の如く、州県官の委託のもとに地方行政の諸機能を遂行していた在地の地主である。嘉慶白蓮教の乱（一七九六—一八〇五）と一八五〇年代の農民諸反乱とによってその矛盾を露呈した地主制の再編成を主導し、アヘンの商品生産の展開⁽¹⁾をふまえた生産諸力の発展の成果を直接生産者農民の手から奪いつつ、新たな郷村支配を貫徹せしめていた存在は、この局士に求めることが出来る。⁽²⁾

以下、局士による農村支配のあり方を考察したい。なお、本稿が対象とする時期は、一八三〇年前後より一九〇〇年までとする。一九〇〇年以降の光緒新政期における局士については、別稿において扱うこととする。

一 公局と局士

(一) 公局の機能と局士の登場

光緒『井研志』に、「公局は、咸豐の軍興自り以後に起る。時に朝廷は司農の匱を告ぐるを以つて、凡そ籌餉、善後、及び救災、蠲賑の各事は皆疆吏に責成す。疆吏は州縣に符下す。州縣はこれを士紳に委ぬ⁽³⁾」とある如く、公局とは、州縣官が「士紳」と呼ばれる人々に、籌餉、善後、救災、蠲賑などの地方行政に関わる諸機能を委託遂行せしめるために設立された機関である。州縣官の委託のもとに、かかる諸機能を掌る「士紳」は、「士民の公選」⁽⁴⁾によつて、公局ごとに一一三人ずつ選出されることになつていた。彼らは、史料中に、「首士」、「董事」、「局紳」、「局士」などと様々に呼ばれているが、本稿では、最も一般的に使われていた呼称であると考えられる「局士」に統一してこれを称する。

地方政府のいかなる具体的諸機能が、いかなる公局を通じて遂行されたのであらうか。川東道重慶府の合州における公局の具体例は、表1の如くである。いま、四川省の各州縣にほぼ共通に設立されている公局を、これを通じて遂行される地方政府機能の内容によって分類してみよう。

一、徵稅機能——津捐局（捐輸局とも呼ばれる）がその代表的なものである。津捐局を通じて徵收される津貼と捐輸とは、太平天国期（一八五〇年代）に、軍費調達の名において清朝中央より課せられた田賦附加税であり、「不正規稅・臨時稅」⁽⁵⁾としての性格を持つ。しかし、清末を通じて、一般に、地方財政における不正規稅・臨時稅の収

入は、正規の税収入を上回る地位を占めつゝあつた。⁽⁷⁾ 地丁正糧が地域の経済の豊かさに對比して軽かつた四川省においては、かかる傾向は一層顯著であり、津貼と捐輸とを合わせた徵收額は、正糧の数倍から十数倍にも及んだ。⁽⁸⁾ 四川省の「士紳」⁽⁹⁾ は、この津貼・捐輸の徵收に参与したのみならず、官の督率のもとに釐金の徵收にも関与していたのであるから、彼らは地方行政機構における徵稅機能の中核を掌握していたことになる。

二、福祉・教育機能——救荒のための済倉・積穀倉、貧窮者に対する救恤を担当する育嬰堂・養濟院・恤嫠局、科挙受験者を育成する役割を果たす書院・学田局・義卷局・賓興局などがこれに含まれる。これらの諸機能は、本来、牧民官たる州県官がその責任を負うべき行政機能であるにもかかわらず、公局が設立される以前の四川省においては、機能していなかつたり、機能していくも名目的なものにすぎなかつたりした。⁽¹⁰⁾ 「士紳」は、州県官に代つて、福祉・教育等の機能を実現する役割を担つたのである。

三、治安維持機能——命案・盜案の搜査費用をプールする三費局、農民反乱に対する軍事力として機能する團練局などがこれに含まれる。このうち、一八九〇年代に至つて、各州県に設立され始めた團練局は、地主層の私的な武力裝置であったものを、地方行政機構の内部に取り込んだものであると考へられる。⁽¹¹⁾

すなわち、本来は州県官が遂行すべき行政機能であったものが「士紳」の掌握するところとなり、また逆に、從来は地主が私的に果たしていた機能が地方行政機構の内部に組み込まれると、兩方向からのプロセスを経て、広汎な地方行政の諸機能が、公局を通じ、局士によつて遂行されるようになつたのである。局士によつて遂行されるかかる諸機能は、史料中にしばしば「地方公事」と呼ばれてゐるので、以下、これに従うこととする。

しかば、このように、在地の「士紳」が局士として登場し、地方権力の末端に連なって地方行政機能を肩代りするに至つたことの歴史的背景は何か。表1を見ると、公局——とりわけ、公局の中でも圧倒的多数を占める、福祉・教育機能を遂行するそれ——の設立時期は、嘉慶白蓮教の乱（一七九六—一八〇五）が鎮圧された後の道光年間（一八二一—五〇）と、太平天国期（一八五〇年代）に頻発した「滇匪の乱」を始めとする農民諸反乱⁽¹³⁾が平定された後の光緒年間に集中している。

鈴木中正氏によれば、明末清初の戦乱によって極度の荒廃を被つた四川省においては、康熙・雍正年間（一六六二—一七三五）における他省からの移民を中心とした地主制の再建が進められ、それとともに地主制の矛盾も急速に深まり、白蓮教の乱は、後来の移住民が集中し早期の移住民との間に小作関係をめぐる矛盾が深化していた四川東北部の山地を震源地としていたといふ。⁽¹⁴⁾ 一八五〇年代の農民の諸反乱もまた、四川東北部を中心としていた。⁽¹⁵⁾ したがつて、反乱鎮定後に顯著となる公局設立の動きは、これを地主制の再編成の一環に位置づけることが出来よう。四川省の地主は、地方権力と結びつくことによつて、福祉・教育機能の充実や治安維持などをより効果的に実現し、以つて地主制を安定させることを目指していいたと考えられる。

他方、地方権力の側もまた、かかる方向性をもつ地主制の再編成をバックアップし、権力への地主層の参与を積極的に認める通じて、地主制を活用する形で清朝国家権力の存続をはからうとしたのであらう。

それでは、地方公事の興辦（設立・運営）を推進することによつて地主制の再編成を主導していた地主層は、いかなる人々より成り、局士といかなる関連にあつたのであらうか。

地方公事の興辦の決定に際し、また公局の運営上の重要な問題の決定に際し、州県官は、地主たちを招集し協議させた。この協議のことを、本稿では、史料の用語に従って「集議」と呼ぶことにしたい。

集議を構成する地主たちは、合州育嬰堂の興辦（道光一四年〔一八三四〕）に際して「諸紳を集めて議」したとある如く、「諸紳」と呼ばれることがあるが⁽¹⁶⁾、「紳糧」と呼ばれている場合が圧倒的に多い。例えば、民国『雲陽縣志』は、捐輸の徵収に際し銀価などを決める集議について、「每歲秋初に縣令は筵を肆きて城鄉の紳糧を束速〔文書にて招く——引用者〕し、官舍に至らしめ、税率・銀價を平議せしむ」と記している。⁽¹⁷⁾ 民国『合川縣志』も、三費局興辦（道光三〇年〔一八五〇〕）に際し「四里の紳糧」が集議したこと⁽¹⁸⁾、塩課局の興辦（咸豐元年〔一八五一〕）をめぐる集議が「四里の紳糧」によっておこなわれたこと⁽¹⁹⁾、同治初年以来毎年開かれている捐輸銀一両あたりの銅錢への換算額を決める集議が「五里の紳糧」によっておこなわれていたことを記している。⁽²⁰⁾

「紳糧」とは、民国『雲陽縣志』に、「冠帶を襲る者を紳士と為し、田租有る者を糧戸と曰う。統べて紳糧と称す」⁽²¹⁾と割注が附されている如く、紳士身分を持つ者と地主とを渾然と括ってしまう史料用語である。したがって、そこには、後述するよう「土紳」としての身分を持たない地主も含まれていた。以下、本稿では、地方行政に発言権を有する在地の支配者層を「紳糧」と呼ぶことにする。集議の構成員は紳糧であり、地方公事は彼らによって推進されていたのである。

集議は何人ほどの紳糧により構成されていたのであろうか。合州塩課局（咸豐元年〔一八五一〕設立）の場合、その設立によって州民に塩の自由な販運が許可されるが故に、州民の関心は強く、集議には千人もの「四里の紳糧」が

参加したという。⁽²²⁾しかし、かかる例は、管見の限りでは、合州塩課局の設立に際してのみ見られた特殊な例であり、一般には、集議はさらに少ない人数の紳糧によつて構成されていたと考えるのが妥当である。前述の民国『雲陽縣志』の史料によれば、捐輸の徵収細則を決める集議は、毎年、縣の役所に酒席を設けておこなわれていたのであり、人数は当然限られていたであろう。また、合州育嬰堂は一四人の紳糧、同三費局は一三人の紳糧による協議のもとに、その興辦の決定がなされていた。⁽²³⁾恐らく、一般的には、集議は十数人前後の紳糧によつて構成されていたのではないであろうか。この十数人前後の紳糧こそ、紳糧の中核的構成部分であったと考えられる。すなわち、地方公事は、十数人前後の紳糧の合意という手続きを経て実現されていたのである。局士は、「士民の公選」によるとは言つても、事實上、この十数人前後の紳糧によつて選出されていたと推測される。⁽²⁴⁾

十数人前後の紳糧の中でも、集議を主導していた存在は、特に有力な紳糧数人であった。例えば、民国『雲陽縣志』によれば、城鄉の紳糧を集めておこなう捐輸徵収の際の銀価の査定は「格第高く望重きに與る者三数人、微言にて申述」し、他の者は「声に隨いて唯諾し、或いは旅進醉飽し、漫として何事なるかをも省みず」という状況であったという。⁽²⁵⁾光緒『広安州新志』も、学田などの地方公事を興辦する資金の獲得のため、附加税の課税が決定された際の集議の状況を、次のように述べている——「四郷の紳庶は與り聞かざれども數人署に於て秘議し、輒ち壇上に名を臚列し、公議を以つて上稟するに、官即ちにこれを行わしめんことを批諾す。其の後、議する者有るも、官は諉^{じよ}せて曰く、紳議なりと。紳は諉^{じよ}せて曰く、官准なりと」。⁽²⁶⁾

集議における合意の内容を事實上左右していた数人の有力な紳糧は、おおむね、公局において地方公事の遂行を

担当する局士と重なりあう存在であったと考えられる。例えば、合州育嬰堂（道光一四年〔一八三四〕設立）の場合、興辦をめぐる集議を構成していた一四人の紳糧のうち、募捐においても、その募捐金をもとに育嬰堂の建設を主宰し、或は、公田を置買する任務においても主導的役割を果たした李天挙が初代局士に推举されている。⁽²⁸⁾また、合州三費局（道光三十〇年〔一八五〇〕設立）の場合も同様であり、集議を構成していた紳糧一三人のうち、主導的役割を果たした李子科と藩一端⁽²⁹⁾どが三費局士に推举されるに至っている。

右のように、一局について、これに関する集議を左右し得る力を有していた者が、局士に推举され得たと考えられる。彼らは、一旦局士に選出されると、局士の任期は一年と規定されている場合が多かつたにもかかわらず、現実には、数年から一〇年以上も同一の公局の局士であり続けた。そのうえ、同時に数局を兼任したり、諸局を次々と歴任したりして⁽³⁰⁾いたのであるから、一州県内に十数局前後の公局は、おおむね、数人の局士によって独占されていたものと考えられる。

すなわち、清末四川省においては、局士層とも言うべき、州県ごとに数人の有力な紳糧が、集議を媒介として官権力の末端に連なることによつて、地方行政の諸機能を掌握していたのである。

（二）局士の階級的基盤

民国『合川県志』の郷賢伝より抽出した道光末年より光緒末年にいたる間の一例の局士（表2）について検討するに、彼らは、左記の通り、いずれも大地主層の出身であったと推定される。

①李天拳（②李子科は彼の長子）は、「前後十年ばかりに田を買うこと「収租」八千餘石「の田」に至り、因りて以つて富は一郷に甲たり」（「」内は引用者による補足。以下、同様）と言われるほどの富を獲得し、その名声を聞き知つた知州李宗汎（道光一二一八年〔一八三二〕—〔三八〕在任）により、育嬰堂の興辦を委任され、その初代局士に選ばれた。③藩一嵐は、「数千金以^より家を起こし、四十年ばかりに貲を擁すること數十萬、田を買うこと百餘頃」であった藩世幹の子にあたる。⑦秦国聘は、「初めは祖遺田の十頃に足らざるを受けしも、晩年には乃ち百頃以上」もの田を獲得した。合州では、光緒半ば（一八九〇年頃）に田三〇〇〇畝（収租約四五〇〇石^{〔32〕}）の地主が富人とみなされているのであるから、彼らの地主としての規模の大きさをうかがい得よう。

土地所有の規模に具体的に言及することはなくとも、大地主である旨を述べている史料は多い。④刁貴業は、「家富み礼を好む」という評判を聞いた知州李宗汎（道光二九—三〇年〔一八四九—五〇〕再任）によつて三費局士を札委された。⑤劉駿は、局士となる以前に、「勤儉を以つて家を起こし、頗る舊所有せる業を拡張し富人と作りて居」たという。⑩胡培森も局士となる前に家を起こしており、⑪曾紀鍾は、父より歲利数百両の橋田と分田とを譲られ、衣食の憂なく学問に励んでいたのである。⑫易三祥もまた、父の代に「勤儉にして膏腴為に日に闢い」という。

この他にも、史料中に、局士が大地主であったことを示す徵表を見出すことが出来る。その一つは宗祠の建設である。④刁貴業（前出）、⑥王三澤、⑧周鳳鳴、⑨劉得中について、族譜の編纂、宗祠の建設、祠田の設置などを確認し得る。但し、⑨劉得中を除き、他の三人はいずれも局士の任を終えて郷里に戻つてからそれらを実行してい

る。

第一の徵表は、咸豐末年における「滇匪」の合州侵入に際し、巨金を捐して砦・寨を修築し、一族や多数の郷民を収容していることである。②李子科（前出）、③藩一崙（前出）、④刁貴業（前出）、⑧周鳳鳴（前出）らは、みずから砦・寨を修築し、⑥王三澤（前出）の家では、王三澤の叔父であり、「滇匪の乱」当時、家政の管理にあたつていた王鴻業が寨を修し、郷民数百戸を収容している。かかる大規模な砦・寨の修築は大地主でなければなし得ないことであろう。以上を総合するに、局士はいずれも富家の出身であり、中には佃租一万石前後にも及ぶ広大な土地を集積した者も含まれていたことが明らかとなる。

しかば、これらの局士は、いかなる方法で致富し、大地主としての基盤を獲得したのであらうか。⑨劉得中、⑩胡培森、⑪曾紀鍾については、商業經營を通じて致富したことが明確である。⑨劉得中は父の劉長清が塩商の業務に携わることによって致富した。⑩胡培森は、鄉試における失敗を機に酒醋販運業に転じ家を起こした。⑪曾紀鍾の父は、機の商いに成功し、これにもとづいて地主としての一歩を踏み出した。

以上の三人を除き、残りの九例については、商業經營への参与が史料に明確には記述されていない。⑦秦國聘に至っては、史料は、「曾つて未だ商業を嘗み子母を逐うことなし」とまで言い、商業への関与を否定しているのである。それでは、彼らは商品流通との関わりなしに地主—佃戸関係を通じてのみ致富したのであらうか。清末當時における地主——佃租一万石前後の田を所有する巨大地主を含む——にとって、商品流通との関わりなしにかかる莫大な富を獲得することが果たして可能であつたろうか。

合州と同じく重慶府に属し、アヘンの生産地として、またその他の商品の集散地として、合州に劣らぬ繁榮振りを示していた涪州に関する史料に拠り、大地主の致富のあり方について検討してみよう。

涪州では、「富人にして歳に収むる穀の市斗にて三千石に至る者」は、乾隆・嘉慶（一七三六—一八二〇）以前には見られず、道光・咸豐（一八二一—六〇）以降初めて数人が出現したという。これらの富人のうち、陳、何、孟、徐、余は、米や豆を長江下流の宜昌・沙市に販運することに関わって致富したといわれる。彼らは、租米や、直接生産者農民が饑餓的生活を通じて販売した産米を省外に運び出す一方、農民には、その常食として、甘薯や玉蜀黍などの劣悪な食糧を強いていたのである。また、これらの富人のうち冉氏は、上述の五氏より時期的に後に出現した富人であり、アヘンの販売にたずさわることによって致富し、数十万両という莫大な富を獲得したとい⁽³⁴⁾。このように、涪州においては、清末に、収租三、〇〇〇石以上の田を擁する地主は、いずれも、米やアヘンなどの商品の販売を通じて流通過程より富を収奪し、大地主としての基盤を築いているのである。

右のように、商人としての経営が史料に明確ではない地主の場合にあっても、当時における地主経営そのものが、彼自身の米穀販売機能と密接に関わっていたことを見逃してはならない。光緒『広安州新志』によれば、大地主は倉を連ね、「往々にして積年の陳穀有るも因循滞齧し、一たび歉歳に遇うや則ち利を倍にす」とある如く、饑饉の年の到来を期した租米の売り惜しみをおこなうと同時に、「其の秋收の田租は「これを」佃家に寄存し、次年の春夏に値昂れば上市せしめ、一に銀錢にての收兌を議し、票を給して往取する而已」とある如く、翌年春・夏の値上りする時点を待ち、その米価に換算して銀錢形態で收租する方法を取っていた。⁽³⁵⁾ 収租関係は租米の投機的販売を

不可欠の条件として成立していたのである。

したがつて、商業經營への参与について明確に記述されていない、合州における九人の局士もまた、彼らの大地主としての性格は、商品流通と切り離し難く連関した致富の構造の中で獲得されたと考えられる。即ち局士の階級的基盤は富商ないし商人的大地主層であったと言ひ得よう。

次に、この一二例の合州の局士について、その社会的身分を考察しよう。一般に彼らの科举制度上の地位は極めて低い。局士に推舉された時点における資格は、貢生が三人（うち一人は資格を買ひ取った例貢生）、生員が四人、資格を買ひ取った例監生が二人、資格のない者が三人である。

このように、捐納によつて資格を得た者や資格のない者が一二例中の半数を占めており、科举を通じて資格を得た者も、みな貢生以下にとどまつていていたという事実は、局士に推舉され得る有力な紳糧という存在を規定している要因が、第一義的に富商ないし大地主として獲得した富にあり、社会的身分には第二義的な意味しかないことを示唆する。

光緒一八年（一八九二年）、新任合州知州張熙毅（光緒一八一二四年〔一八九二一九八〕在任）のために、川東道台黎庶昌の幕僚としての立場において「州政の利弊十六カ条」を起草し、公局制度の改革を提言した合州廩生張森楷は、その中の第十五条「局士は久踞せしむる勿かれ」において、局士の被選出資格を新たに設定しようとしている。それは、「拳・貢の大紳」と「田租千石以上の糧戸」との中から合州一州で八人の局士を選出するというものであり、科举制度上の地位と、經濟的地位との二つの別個の基準を併用して、局士を選出すべきであるとしている。^{〔36〕}

張森楷は貧しい工匠の子として生まれた。しかも、幼い頃に父が失明し、一家の生計は母によって支えられた。貧窮の中でも、彼は学問への意欲を失わず、親家に寄食して勉学を続け、光緒二年（一八七六）、一八歳の時に童試に合格した。光緒一八年（一八九二）には、川東道台黎庶昌にその学識を認められて幕僚に迎えられ、翌年には举人に合格したのである⁽³⁷⁾。以上の経歴に明らかな如く、張森楷は貧家の出ながらも、学問を通じて世に出た人物であり、経済的地位を権力として世に出た合州の局士層とは、対蹠的な存在である。「州政の利弊十六カ条」を貫く、局士の現状に対する批判という論調は、かかる出身の特異性に根ざしていると考えられる。「局士は久跋せしむる勿かれ」において、科挙制度上の地位を、経済的地位と同等に局士被選出資格として位置づけようとしたことも、富商ないし大地主出身者にのみ局士への途が開かれている現実に対する批判の表れと見るべきであろう。

以上、第一章の考察を通じて、清末四川省においては、在地にあってしばしば富商ないし大地主として現れる、各州県ごとに数人の有力な紳糧が、集議を通じて様々な地方公事の興辦を推進すると同時に、公局の局士に選ばれて地方公事の実務にあたっていたことが明らかとなつた。局士層とも言うべき、かかる有力な紳糧は、「地域社会における政治・経済・文化の諸機能を独占し、集権制下における事実上の支配を強めて」いた存在であり、明末清初における「郷紳」に比定し得る存在であろう。清末四川省における「郷紳」は、明末清初におけるそれの如く、官位・学位を媒介として初めて成立する存在ではなく、むしろ土地所有との一義的な連関のもとに成立していたと考えられる。次章においては、局士が地方公事の遂行を通じて、いかなる郷村支配の構造をうち建てていったかについて、地方公事の資金をめぐる諸問題の考察を通じ、明らかにしたい。

二 局士による郷村支配

(一) 地方公款

地方公事の遂行に必要な莫大な資金は、旧来の税収奪体系の中からは融通し得なかつた。局士は地方公事のための財源を新たに創り出さねばならなかつたのである。この新たな費目は、史料中に「地方公款」と呼ばれているので、以下、この呼称に従うこととする。

表1に見られる如く、地方公款の大半は公田という形態をとつており、その押租と歳租とが公局の收入を構成していた。公田は、光緒中期（一八九〇年頃）以前には、主として糧戸の捐金に依拠して置買された。例えば、合州育嬰堂（道光一四年〔一八三四〕設立）は、紳糧一四人が糧戸より募つた捐金総額三万両にもとづいて収穫量二〇〇〇石の田業を置買した。^{〔39〕} 三費局（道光三〇年〔一八五〇〕設立）についても同様であり、紳糧一三人が糧戸より一律に正糧二両につき六両の「按糧攤捐」を集め、それによつて、歳租一、二〇〇石の公田を置いた。^{〔40〕}

右の合州三費局の事例に見られる如く、捐金とは言つても、実際には正糧に割り当てて強制的に徵収することが多かつたと考えられる。光緒『広安州新志』は、地方公事が興辦されるたびに、捐金が強制的に正糧に割り当てられる様子を次のように述べている。「按糧捐貲。……地方の祠廟を修し、奎閣を建つること有るに至りてはこれを派し、学田を興すにもまたこれを派す。斗石升合、巨細遺さず隨糧徵収すれば、集款は甚だ巨なり」と。^{〔41〕}

津貼・捐輸、及び地方公事のための「按糧攤捐」を含むいわゆる糧は、その徵収対象として、地主を主たる構成

員とする糧戸を捕捉するものであるが、その窮屈の実質的負担者は直接生産者農民＝佃戸であった。地主が直接生産者農民＝佃戸より、収租関係を通じて直接に、また流通過程を通じて間接に収奪した富から糧が支払われるという意味においてそうであるばかりでなく、そのうえ更に、地主は重糧を口実として、糧の一部を租に上載せするに至っていたのである。光緒『広安州新志』は、津貼・捐輸を始めとする「按糧攤捐」に関する記述の中で、「主の糧多ければ、貧佃は歎に遇えば失業す」と述べている。⁽⁴²⁾ 粮の一部があらためて佃戸にも転嫁されていたからこそ、地主に課せられた糧額の増大が、佃戸の失業——押租を租にひきあてて退佃すること⁽⁴³⁾——と直接に関わるに至ったものと考えられる。光緒三三年（一九〇七）、既に挙人となつていた合州の張森楷は、朝廷に建白した「四川の應に辦すべきの事宜」の第十六条「曲に農の艱を恤れむべし」において、地主が捐輸を口実として、佃戸より収穫の九割をも徵収していた事実を指摘している。⁽⁴⁴⁾ このように、地主が捐輸などを口実として、重糧の一部を佃租に上載して収奪するという状況は、一九〇〇年代以前、この捐輸などの成立とともにすでに現象していたものと思われる。清末四川省における直接生産農民＝佃戸は、旧来の佃租のみならず新たな糧の負担をめぐっても、自己の直接の地主との矛盾を深めると同時に、地方公事のための「按糧攤捐」の課税者であり徵収者である局士層との間にも、かくして直接的な矛盾を孕むに至つた。

重糧は、地主層の内部にも矛盾をひきおこした。富商ないし大地主層を階級的基盤とする有力紳糧は、局士在任中は附加税免除の特権を供与されていたうえ、その他にも糧を輕減し得る様々な抜け道を有していたと推測される。それに対し、中小地主層は、重糧の主たる担い手として重点的に課税された。民国『榮県志』によれば、銅錢で納

税する畸零小糧に対し不適に高い折錢額を強制して収奪を強化することが、清末を通じておこなわれていたという⁽⁴⁶⁾。

清末四川省における農民層の階層分化が、中小地主層の没落を伴いつつ進行したことについては、すでに西川正夫氏が指摘されている。⁽⁴⁷⁾ 糧の主要な扱い手として苛酷な収奪を受けていた中小地主層は、その糧を佃戸に肩代りさせようにも、佃戸との力関係のうえで、また、佃戸の絶対的負担能力のうえで、おのづから限界があり、急速に没落したであろう。光緒『広安州新志』も、「中人の産」は、穀貴の時には収入が多いので僅かに自保し得るが、一旦穀賤となると驟かに貧しくなると述べている。⁽⁴⁸⁾かかる中小地主層の没落には、彼らにしわ寄せされた重糧が大きく影響していたに相違ない。

重糧に対する不満は、同治末年より光緒初年にかけて一挙に表面化した。中小地主層を主導者とし、訴訟を闘いの手段とする抗糧闘争が、四川の各州県に見られたのである。⁽⁴⁹⁾ 光緒元年（一八七五）には、川東道綏定府東鄉県において、重糧を訴えて京控に及んだが敗訴した「民人」袁廷蛟が、鄉民千余人を集めて県城に赴き、局士に糧帳の清算を要求するに至った。この東鄉県の抗糧闘争は官権力による残酷な弾圧を招き、その惨事は全四川を震撼せしめたという。⁽⁵⁰⁾

この頃から、局士は「按糧攤捐」以外に地方公款の財源を求めるようになった。例えば、合州で光緒二二（一八九六）年に、南川県の先例にならって学田を興す計画が立てられた時、局士は「按糧攤捐」に対する州民の批判を恐れて学田の設置をとりやめ、積穀倉二万石の毎年の息款の四割に当る八〇〇石を公款とする学費局の設置に変

更したのである⁽⁵¹⁾。この頃に新たに地方公款のための財源として重視されたものは、おおむね次の三種である。

第一は、既存の地方公款の生息である。各公局に「按糧攤捐」によつて集めた生息本銀や、当面使わずに済む押租や租穀などがある場合に、それらを当舗・塩商等に貸し付けて生息させることは、従来からおこなわれていた。

注目すべきことに光緒半ば頃からは、公局それ自体が余款の生息にあたるという方法が提起されてくる。合州廩生張森楷は、前述の「州政の利弊十六カ条」において、地方公款を増やす方法を五カ条述べているが、その一つ「閒

(52)

款は宜しく慈息すべきなり

は、余款の効果的な生息のために、合州の全公局の余款を培文局に集め、州民に貸し付けるべし」というものであった。張森楷によれば、公局によるこの金融業は、當時瀘州の體仁堂⁽⁵³⁾で実行されていた放錢法にならつて、一人あたりの融資額は一、〇〇〇文より一万文まで、貸し付け期間は一ヵ月以内、利息は一、〇〇文につき月息一〇文すなわち一分とするという。

この提言は直ちには実行に移されなかつたが、體仁堂、或は培文局の如く、教育等の本来的機能をもつ公局が、同時にいわば高利貸的機能をもつて公款の増殖をはかるということは、非公認の場合をも含めて、かなり一般的におこなわれていたのはなかろうか。⁽⁵⁵⁾

かかる地方公款の生息は、公局が直接に高利貸業をおこなう場合は言うまでもなく、当舗等をして生息させる場合にも、間接的ではあるが、直接生産者農民を主とする「城鄉小民」に対する高利貸的收奪として成立していた。

第二は、寺・廟・会の田土・資産の公局への移管である。張森楷の「州政の利弊十六カ条」も第十二条「廟・会には宜しく捐を勧むべきなり」において、寺・廟・会の田土・資産を地方公款として捕捉すべきであると主張して

いる。すなわち、彼によれば、合州では、寺・廟・及び紳糧層が醵金して作った様々な名目の会、の三者いすれも、裕かな田土・資産を所有している。しかし、それらの多くは、州に提出する報告書を取り繕うために、「修廟、辦会、及び地方小善の用」になにがしかを出資するのみで、収入の他の大半を不正に使用している。したがつて、彼らの田土・資産のうち、十分の一以上十分の五以下を捐納させ、地方公款に充当すべきである、というのである。

このように、寺僧や、廟・会の運営にあたる紳糧層の営利行為を理由として、寺・廟・会の田土・資産を公局へ移管する政策は、張森楷が「州政の利弊十六カ条」において、その実施を要請する以前から、幾つかの州県で実行されてはいたが⁽⁵⁸⁾、かかる政策の実施は、紳糧層の側からの強い反発を招いたと考えられる。当時の地主制下における寺・廟・会産の歴史的意義について考察することは、今後の課題としたいが、恐らく、これらは公共的な土地所有形態を装うことによって、官権力より何らかの保護を与えられており、したがつて、紳糧層にとつては、かかる共同所有にあずかることが彼らの資産の増殖と深く関わっていたのではないかと推測される。会を例にとって見てても、清末の合州には、大成会、十全会、義塚会などの、救恤等の看板を掲げる会が、郷村ごとに、局士退職者を含む紳糧層によつて盛んに設立されており、会設立のかかる盛行それ自体が、会産と紳糧層の私的利息との結びつきを示唆するからである。

なお、寺・廟・会産を、地方公款の財源として公局に移管せしめられた紳糧層は、ここに新たに、公田の佃戸という形態を取ることによって、後述する如き利殖をおこなつたと推測される。かかる移管後の新しい複雑な土地所有・占有関係、生産関係下の直接生産者農民は、より一層きびしい矛盾のもとにおかれただろう。⁽⁵⁹⁾

第三は、釐捐の新設である。台州において、光緒初年以来、地方公款の財源として新設・増設されたことを確証し得る釐捐には、次のようなものがある。光緒三年（一八七七）に實惠局に融資されることになった塩釐⁽⁶¹⁾、光緒六年より賓興局に融資されることになった契捐（契税の附加税）と官平（アヘンの取引）及び銀でおこなう取引に官秤の使用を強制して平錢を徵収するもの）、光緒一六年に義卷局に融資されることになった炭捐⁽⁶²⁾、光緒二二二年に團練局に融資されることになった肉釐⁽⁶³⁾（猪一頭の屠殺につき錢一〇〇文を徵収する）、以上である。また、張森楷も「州政の利弊十六カ条」の第十条と第十一條において、烟館と演戲とに、それぞれ、釐金を課するよう提言している。

既に高橋孝助氏が指摘されている如く、釐捐は、商人層を直接の徵収対象としていたが、商人層を通じて、釐捐の負担は「商品・物資の購買・消費者としての存在、商品生産者およびそれを商品化する者としての存在である佃戸」に転嫁されたのである。⁽⁶⁴⁾ すなわち、釐捐は、直接生産者農民の生産の成果を流通過程において収奪するものであった。

地方公款は、上述の如き「按糧攤捐」に依拠しない方法による場合もまた、直接生産者農民に対する収奪の強化に基盤を置いていたのであった。但し、「按糧攤捐」から他の方法への移行は、中小地主層をして、局士を攻撃目標とする抗糧鬪争の主導者の立場から退かしめる効果をもたらしたものと考えられる。⁽⁶⁵⁾

このように見るならば、公局とは、地方公事を大義名分として、権力を背景に、郷民に対する収奪を遂行する機構であったと言えよう。しかば、局士層は、公局において地方公款を一手に掌握したことによつて、いかなる郷村支配を実現し得たであろうか。

(1) 局士による郷村支配

局士による地主制の再編成は、二つの側面を有していた。第一は、局士自身が局士への就任を横杆として、みずから土地所有を拡大するとともに、新たな郷村秩序を構築するという側面である。

すでに、小野信爾氏が前掲論文において指摘された如く、局士は地方公事の遂行を通じて、浮収・中飽を始めとする様々な不正収入を享受していた。⁽⁶⁷⁾ 民国『崇慶県志』も、捐輸局について「旧時、蠹紳は専ら此を好みて漁利の淵藪と為し……」と述べている。⁽⁶⁸⁾

局士による公款の不正な経理を州県民の側から監視する場として、一般的には局士交替時に、特殊的には局士が告発された時などに、全州県の紳糧の立ち会いのもとに公局の帳簿の決算をおこなう「会算」（「算帳」ともいう）があつた。⁽⁶⁹⁾ しかし、局士は、しばしば公款を共通の利蔽とすることにおいて地方官と結託し、任期を無制限に延長したり、会算を忌避したりしたのである。⁽⁷⁰⁾

このように、局士層は、その任にあることを通じて大きな収入を得たうえに、前述の如く附加税免除の特権をも与えられており、両者とともに、局士の富商ないし大地主としての基盤をより強固にする機能をもつたのである。

局士の任を離れ、郷里に戻った紳糧は、前述の如く、族譜の編纂、宗祠の建設と祠田の設置などを遂行した（表2 の④「貴業」、⑥「王三澤」、⑧「周鳳鳴」）。家塾を置き、族人の子弟の教育をおこなった者も見られる（④「貴業」、⑩「胡培森」）。かかる活動は、族的結合を強化すると同時に、同族内に局士を出した家を頂点とする支配を貫徹させ、ひいては農

村秩序の新たな編成とその安定とをもたらしたものと考えられる。

局士を離任した紳糧はまた、郷村内における慈善事業を積極的に担当していた。表2の⑥王三澤、⑦秦國聘は、郷里に戻って後、居住する各自の場において、孤貧の者に銭・米を支給する十全会なる慈善事業を興辦したり、救荒、施医・施薬、災害救助活動などをおこなつたりしていた。郷村の場においても、城内における公局に類似した慈善事業が、局士を経験した紳糧を中心として推進されていたことが推測される。十全会なども、張森楷が前述の「廟・会には宜しく捐を勧むべきなり」において指摘していた如く、慈善事業の名に隠れて當利をおこなつていた可能性が大であるが、他方、かかる慈善事業は、同族のみならず、一般の直接生産者農民をも、局士層による郷村支配下に取り込むことを容易にしたであろう。

更に、局士層は、郷村にあって、直接生産者農民の再生産を補完する機能をも果たしていた。例えば、⑦秦國聘は、塩の販運にたずさわる「小販」たちが、困難な路をたどる危険を冒しているのを見て、局士離任後の光緒四年（一八七九）頃から、八年の歳月を費し、私財錢一万数千貫を投じて、合州と塩產地とを結ぶ道路を修築している。當時、塩の販運は、貧しい直接生産者農民にとって生計に資する重要な副業であった。⁽⁷¹⁾ したがって、⑦秦國聘は、彼らの再生産活動をより円滑にさせる役割を果たしたことになる。⁽⁷²⁾ また、前述の「閒款は宜しく慈惠すべきなり」において、張森楷が、「近日、豪強兼併の家の立つる所の小押、六閏上錢等の店には、什の三、什の四の息を取るもの有り」と指摘している如き郷村の高利貸もまた、局士の基盤としての紳糧層によって經營され、農民の再生産に深く食いこむ存在であったと推測される。

局士への就任を権利として、新たな郷村秩序の構築がおこなわれた経緯を、以上に見ることが出来よう。

局士による地主制の再編成の第二の側面は、かかる郷村の高利貸を基礎として、公田の佃戸という形態をとる寄生地主層を創出するという側面である。以下、これについて考察しよう。

公田の佃戸の承佃規模について、道光四年（一八二四）に興辦された梁山県養濟院の佃戸の歳租額（表3）、及び、道光三十一年（一八五〇）より咸豐三年（一八五三）にかけて規模の備わった永川県学田の佃戸の歳租額（表4）を見るところ、四、五〇石以上に達する租を納める佃戸がかなり含まれている。歳租が四、五〇石以上に及ぶ土地の収穫量は、租が五割⁽⁷⁴⁾と仮定すると八〇—一〇〇石以上にもなり、良農一人が耕作可能な規模の上限である「出穀（収穫量）二十石之田」⁽⁷⁵⁾の四、五倍の面積にもあたる。

また、光緒『徳陽県志統編』によれば、光緒十三年（一八八七）に育嬰局の公田を承佃した胡繼發は、みずから押租錢一、三〇〇鉄（一鉄は一、〇〇〇文）を育嬰局に捐納している⁽⁷⁶⁾。大多数の農民にとっては、押租を支払うために一万文の借金をすることさえも容易にはなし得ない當時にあって、公田佃戸の中には、一三〇万文もの押租を公局に寄付してしまうだけの資力を有する者が含まれていたのである。この場合、承佃規模は不明であるが、押租額の大きさから考えて、承佃した土地は広大なものであったことが推測される。

他方、承佃戸を選ぶ局士の側でも、安全かつ確実に収租し得るために、また収租時の煩を省くために、最大限に大規模な承佃が可能な富裕者を選んだであろう。⁽⁷⁸⁾

したがって、公田佃戸は、一般的に、十分な資力を有し大規模な借地が可能な存在であったと推測されるのであ

る。彼らは、おおむね、現金獲得手段に恵まれた商人＝高利貸層ではなかつたろうか。⁽⁷⁹⁾

公田佃戸が、その大規模な借地を、自家の使用人や雇農に耕作させていた可能性も否定できないが、一般的には、みずからは直接經營にたずさわることなく、第三者に又小作させていたと考えられる。何故ならば、光緒元年（一八七五）に設立された南川県の学田の章程に「耕田佃戸の招佃し押佃を多取するを許さず」とある如く、多くの公局の規条や章程には下請け小作の禁止が明記されており、かかる史料が残存すること自体、かえつて、下請け小作の一般的成立を物語るからである。

清末四川省においては、一般の民田の押租・歳租とともに高騰しつつあつた。かかる一般的状況のもとにありながら、公田の佃戸は、次に述べる如く、官権力の保護のもとに、押租・歳租ともに相対的に低額のままに維持されるという特殊な租佃関係のもとにあつた。彼らは、右の二条件を利用することによって、下請け小作人への又貸しを有利な利殖の途として成り立たせていたものと考えられる。⁽⁸¹⁾

公田における特殊な租佃関係とは、第一に、公田は、田賦附加税免除の特權を付与されていた。⁽⁸²⁾ その結果、公田には、一般の民田における佃租高騰の主因を成していた重糧——特に、年々増額され、一九〇〇年頃には正糧の一〇倍以上にも及んだ捐輸⁽⁸³⁾——の佃戸への転嫁という条件は存在しなかつた。第二に、官権力は、局士による公款の浮収・中飽を防ごうとする州県民の側からの要求につきあげられて、局士に対し一定の押租・歳租額を維持するよう圧力をかけていた。例えば、張森楷は、「州政の利弊十六カ条」の第十四条「年例は宜しく昭垂すべきなり」において、公局は、「各局田土」につき、その所在、佃家数、各佃戸の押租・歳租額、各局の毎年の支出項目とその額

を明文化して立案し、立案ののちは、いさざかも増減を許さず、そのために、立案の内容を書物に刻して播布し、
広く州人をして各局の状況について知らしめるよう提言している。同趣旨の主張は他にも見出すことができる。⁽⁸⁴⁾ この
ような、公田の押租・歳租額を一定額のままに保つべきであるとする官権力の側からの圧力もまた、公田における
租佃関係が、民田におけるそれに直接には左右されず、押租・歳租額の高騰をおさえるという傾向を助長したの
ではなかろうか。

しかし、公田における租佃関係も、現実の地主—佃戸関係から全く自由ではあり得ない。民田における押租・歳
租額の高騰は、公田に特殊な形で反映されるのである。例えば、局士は、公田佃戸に「私當」を加えることがあつ
たが、⁽⁸⁵⁾ 私當とは、公局の章程などに定められた定額押租の外に局士が個人的に徴収した押租であると推測される。
また、公田においては、佃戸が名目的には公田佃戸として居続けながら、押租より高額な頂価の支払いと引き換え
に、他者に事實上の公田佃戸としての立場を譲る「私頂」もおこなわれていたようである。⁽⁸⁶⁾ 同様に、「分佃」など
と呼ばれ又小作させる方法も、公田佃戸にとつては、みずからが局士に支払う押租・歳租額と民田におけるそれとの乖離が顕著になればなるほど、有利な利殖方法となつていたであろう。

ところで、当時においては、民田においても、公田における「分佃」に良く似た租佃関係が広まつた。

民国『巴県志』が語る「不耕佃農」がそれである。「不耕佃農」とは、地主の現金獲得の必要性につけ込み、一般の標準より極めて高率の押租を支払うことによつて地代の軽減を獲得して土地所有の実質を奪う一方、承佃したこの土地を、押租を支払い得ないために通常の租佃関係からはみ出しつつある直接生産者農民に又小作させ、農民に

対して、押租を貸し付ける債権者として、また同時に実質上の地主として立ち現われ、極めて有利な利殖を遂行していた存在である。この場合、又小作農は、支払い得るだけの押租を「不耕佃農」に支払い、不足分について、その利息を、本来の租米とは別に、毎年、穀米の形態で支払ったのである。⁽⁸⁸⁾

公田佃戸は、その恵まれた借地条件によって、必ずしも高額ではない押租を公局に対して支払うのみで、他方に、直接生産者農民に対し、右の「不耕佃農」の場合に似て押租を貸し付ける債権者として、また佃租を収奪する実質上の地主として、二重の収奪をおこなうことが可能であったのではないだろうか。

局士は、商人＝高利貸層を中心とする限られた富裕な人々にのみ、公田の佃戸となる特權を供与することによって、彼らに、寄生地主的利殖の場を保証していたのである。

おわりに

局士層による、嘉慶白蓮教の乱とそれに続く太平天国期農民諸反乱の後における地主制の再編成は、上述の如く、局士層を頂点とする郷村秩序の再構築という側面と、新たな寄生地主制の創出という側面とを有していた。かかる地主制の再編成は、当然のことながら、その内部に新たな矛盾を醸成する。一九〇〇年頃より、局士による民衆支配の象徴である公局の打ちこわしなどが多発する⁽⁸⁹⁾のは、かかる矛盾の表出と見なし得よう。

このような状況のもとで、直接生産者農民の生産の改善を意図して、新しい試みに着手し始める一部の局士の動きが見られるが、四川における蚕糸業振興運動との連関においてこれを考察することを次稿に期したい。

表1 合州における公局

(史料) 民國9年(1920)刊『合川縣志』

局名	設立・再建年次	地方公事の内容	地 方 公 款	史料
書院	康熙・乾隆年間設立。 再建年次は不明。	童生・生員の教育。	公田(規模は不明)	卷29. 公善
(のち実惠局) 養濟院 育嬰堂	道光3年設立。 年再建(実惠局)。 道光14年設立。光緒初年再建。	貧民への給金。 ①孤兒收容。②水災救助活動。	捐金により集めた生息本銀2,000両を当舖に貸し付け生息。のち、塩釐。(田租502石、土租30千文)	同上
賓興局	同 上	科举受験のための資金援助。	同上 (田租112石、土租10千文)	同上
恤嫠局	同 上	①寡婦に於する救恤。 ②死体收容・棺の支給。	同上 (田租115石、土・房租100千文)	同上
孤老局	同 上	貧民收容。	同上 (田租52石)	同上
三費局	道光30年設立。 光緒初年再建。	命・盜案の搜査。	按糧鹽捐により公田を置く。(田租1,200石)	同上
鹽課局	咸豐元年設立。	鹽課を正確に割り当てて徵收する。	田租700石の公田を買い、鹽課の一部に充てる。	同上
津捐局	咸豐末年設立。	津貼・捐輸の徵收。		卷14. 賦稅
積穀倉	光緒6年設立。	荒年に備えて穀米を備蓄する。	按糧鹽捐により穀米を集めた。(2万石)	卷16. 倉儲
兩益局	光緒8年設立。	城内における水火災の防災施設。	按糧鹽捐により集めた生息本銀2,500両を当舖に貸し付け利率1分にて生息。	卷29. 公善
義卷局	光緒16年設立。	科举受験費用の援助。	公田と炭捐、合計年収1,400千文。	卷36. 學務
學費局	光緒22年設立。	貧者に対する学費の給付。	積穀倉の息款の4割、800石。	同上
團練局	同 上	治安対策。	肉釐(宰猪1隻につき100文)。	卷27. 团警

表2 合州における局士
(史料—民国9年〔1920〕刊『合川縣志』、巻41～49)

氏名	公	局	局士選出時の資格	史料
① 李天舉	道光14年設立の育嬰堂の初代局士。		例監生	卷48.
② 李子科	道光30年設立の三費局の初代局士。		例貢生	卷48. 李天舉
③ 蕃一端	同上		廩生	卷48.
④ 司貴業	同上		生	卷48.
⑤ 劉駿	咸豐初年頃の局士。		庠生	卷45. 劉駿
⑥ 王三澤	同治半ば頃の育嬰堂・三費局等の局士。		庠生	卷46. 王鴻緒
⑦ 秦國聘	同治半ば頃の育嬰堂・恤嫠局の局士。		生	卷48.
⑧ 周鳳鳴	光緒3年頃の三費局の局士。		例監生	卷45.
⑨ 劉得中	光緒8年書院の局士。		歲貢生	卷43. 劉長清
⑩ 胡培森	光緒10年頃に津捐局・三費局等の諸局を歴任。		歲貢生	卷48.
⑪ 曾紀鍾	光緒10年以後、書院・鹽課・三費・賓興・育嬰・田線等の局を歴任。	庠生	卷48.	
⑫ 易三祥	光緒末年に約20年間、局士に在任。	生	卷48.	

表3 梁山県養濟院の公田

(史料——光緒20年〔1894〕刊『梁山縣志』、卷3、建置志)

佃戸名	歳租額	佃戸名	歳租額
周安隆	90石2斗	楊宗杰	41石
李純鳳	70石8斗	馮學武	20石
陳金光	66石6斗	唐學順	32石
陳隆先	24石6斗	登有簡	32石
陳棉先	22石2斗	劉興純	13石
譚人照	30石	劉紹開	27石
蔡言周	20石	僧覺悅	108石
周邦貴	20石	李	50石

表4 永川県の学田

(史料——光緒27年〔1901〕跋刊『永川縣志』、卷5、学校、学田。なお、民国『南充縣志』卷11、物産志、農業によれば、1挑は、5斗に当るという。)

	生産高	佃戸	押租額	歳租額
A 地	400挑	2人	390千文	120石
B 地	430挑	4人	430千文	83石4斗
C 地	600挑	3人	490千文	120石
D 地	300挑	2人	494千文	63石
E 地	80挑	1人	100千文	17石
F 地	60挑	1人	50千文	15石
G 地	385挑	1人	360千文	72石

註

(1) 拙稿「清末四川省におけるアヘンの商品生産」(『東洋学報』第六〇巻第三・四号、一九七九年、一七五二二七頁)。

(2) 局士、或いは局士に類似した存在は、清末の中国に一般的に成立していた(夏井春喜「洋務運動時期税収奪の再編」、『中国近代史研究会通信』三号、一九七六年)。從来の局士研究は、夏井氏も小野信爾氏(『四川東鄉袁案始末』、『花園大学文学部紀要』四号、一九七三年)も、局士による徵稅機能の掌握という側面に焦点をあてており、局士による地主制の再編成という問題には考察を進められていない。

(3) 光緒二六年(一九〇〇)刊『井研志』志四、建置、公

(4) 民国一八年(一九二九)刊『榮縣志』建置第二、局所。

(5) 四川清理財政局編『四川款目説明書』、宣統二年(一九一〇)、一五一頁。

(6) 夏井春喜、前掲論文。

(7) 同右、二二三頁。

(8) 小野信爾、前掲論文、一四四一四五頁。

(9) 津貼は正糧と同額、捐輸は当初においては正糧の一四

四倍であった。このうち、捐輸は年々増額され、一九〇〇年頃には正糧の一〇倍以上に達した。民国一〇年(一九二一)刊『金堂県統志』卷三、田賦四。

(10) 民国九年(一九一〇)刊『合川県志』卷一五、征榷、百貨釐金局。

(11) 同右書、卷二九、公善、養濟院、参照。

(12) 四川省の地主は、すでに太平天国期において、農民諸反乱に対処して、砦・寨を修築して一族や郷民を収容するとともに、団練をおこして郷里的防衛に当っていた(民国『合川県志』卷四七、鄉賢六、杜仕の玄孫杜玉法、参照)。

(13) 「滇匪の乱」(一八五九一六二)は、雲南アヘンを四川に運ぶ商隊の護衛をしていた李永和・藍朝鼎らが、釐金の課税に反抗して起義に及んだものである(民国四年(一九

一五)刊『榮經県志』卷九、武功志、戎事)。この頃、川東・川北を中心にして各地で、「土匪」、「黔匪」、「號匪」などの反乱があつた(光緒元年〔一八七五〕序刊『江津県志』卷五、寇逆、参照)。

(14) 鈴木中正『清朝中期史研究』、一九五一年第一版、(燎原書房、一九七一年影印)、六六一九六頁。

(15) 註(13)、参照。

(16) 民国『合川県志』卷二九、公善、育嬰。

(17) 民国一八年(一九二九)修、二四年(一九三五)刊

『靈陽縣志』卷九、財賦、清制。

- (18) 民国『合川縣志』卷二九、公善、三費。なお、合州は四里より成っていた。
- (19) 同右書、卷二九、公善、鹽局。
- (20) 同右書、卷一四、賦稅、捐輸。
- (21) 註(17)に同じ。
- (22) 註(19)に同じ。
- (23) 註(16)、註(18)、参照。
- (24) 註(4)に同じ。
- (25) 合州では、育嬰堂の初代局士も、また三費局の初代局士も、輿辦に際しての集議に参加した十数人前後の紳糧中より選ばれた。
- (26) 註(17)に同じ。
- (27) 光緒三三年(一九〇七)修、民国九年(一九二〇)刊、民国十六年(一九二七)重印『広安州新志』卷二六、賦稅志、雜捐、接糧捐貢。
- (28) 民国『合川縣志』卷二九、公善、育嬰。及び卷四八、鄉賢七、李天華。
- (29) 同右書、卷四八、鄉賢七、李天華、藩一翁。
- (30) 同右書、卷六二、序伝上。合州廩生張森楷が知州に條陳した州政に関する提言の第十五条「局士勿久踞也」に「寃逾六届權兼四局者」のいることが述べられている。ま

た、表2の⑫易三祥は一〇年間も局士の任にあった。

- (31) 久保田文次「清末四川の大佃戸」(東京教育大学アジア史研究会編『近代中國農村社會史研究』、大安、一九六七年。一九七三年第二刷刊行、汲古書院)、二八四頁、註(3)、参照。
- (32) 田一畝の収穫を二石五斗(民国一八年〔一九二九〕刊『南充縣志』卷一一、物產志、農業、地価)とし、収穫の六割を収租した(民国『合川縣志』卷一七、農業、農田)と仮定する。
- (33) 民国『合川縣志』卷四六、鄉賢五、張德紳。
- (34) 民国一七年(一九二八)刊、涪陵縣統修『涪州志』卷一八、食貨志に、

富人歲收穀市斗至三千石者、計資不過十萬、乾嘉前無聞焉。道咸以來南坪陳氏、北坪何氏、蘭市孟氏、李渡徐氏……可指數也。山地饑紅署蜀薯(俗名紅苕包穀)、足供半歲食、米豆載運至宜沙、名陸陳行。閔徐氏致富由此。余氏亦用此成業。陳、何、孟、以居積。冉最後用器要得利獨多、累至數十萬金。(へ)内は割註—引用者)とある。なお、産米の飢餓的販売については、前掲、拙稿、一九四頁、参照。

(35) 光緒『広安州新志』卷一二、貨殖志、物類、穀米。

(36) 民国『合川縣志』卷六二、序伝上。

- (37) 同右。
- (38) 重田徳「郷紳支配の成立と構造」(『岩波講座世界歴史』一二巻、一九七一年。『清代社会経済史研究』、岩波書店、一九七五年に再録)。
- (39) 民国『合川県志』卷二九、公善、育嬰堂。及び、同書、卷四八、郷賢七、李天華。
- (40) 同右書、卷二九、公善、三費。
- (41) 光緒『広安州新志』卷一六、賦稅志、雜捐。
- (42) 同右書、卷一六、賦稅志。
- (43) 同右書、卷三四、風俗志に「年荒穀貴、佃耕者……退折佃錢辭耕去矣」とある。
- (44) 民国『合川県志』卷六二、序伝上。
- (45) 民国一六年(一九二七)刊『簡陽県志』、附簡陽県詩文存、卷七、文 王士元「答張仙舟書」。
- (46) 民国『榮県志』、人土、第八、王開文。また、食貨、第七。
- (47) 西川正夫「四川保路運動」(『東洋文化研究所紀要』第四五冊、一九六八年)、一一六頁。
- (48) 註(35)に同じ。
- (49) 民国『大竹県志』卷九、人物志上、卓行、王聘三。民国『榮県志』、人土、第八、劉春棠。民国『合川県志』卷四七、郷賢六、張正常、参照。
- (50) 小野信爾、前掲論文。なお、糧帳の清算とは、衆人の立ち会いのもとに糧帳の収支決算をおこなうことである。
- (51) 民国『合川県志』卷三六、学務、補遺。
- (52) 表1の養濟院、兩益局、参照。
- (53) 張森楷は「州政の利弊十六カ条」の中で、新たに培文局を設立して、既存の書院・賓興・義善の三局を培文局に統合し、諸務を簡略化するよう提言している。
- (54) 體仁堂は雨棚(科挙受験者のための雨天避難所)である(民国二七年〔一九三八〕刊、一九六七年影印『瀘縣志』卷二、統治制志、慈善團体)。
- (55) 合州三費局も秘かに小典(質舗)を開いていたという(註(49)の張正常の伝記、参照)。
- (56) 当舗等が公款を低利で借り、高利で民間に貸しつけていたことについては、中村治兵衛「清代山東の書院と典當」(『東方学』一一輯、昭和三〇年〔一九五五〕)、参照。
- (57) 張森楷は「培文局における貸し付けの対象を小商売をしたくともその資本が得られない「城鄉小民」としている。
- (58) 同条文に語られている巴州での事例、及び民国一九年(一九三〇)刊『中江県志』卷一三、政事下、学校、学田などを参照。
- (59) 民国『合川県志』卷四六、郷賢五、張德紳。同書、卷四七、郷賢六、杜玉法。及び、表2の⑥王三澤、⑦秦國

聘、参照。

(60) なお、久保田、前掲論文は、公局の田と、寺田・廟田・族田などを一括して公田とされている。公田をそのように広義に解釈することも可能であるが、公局の田と、寺・廟・会田などは、その公的性格において差異があると考えられる。前者は明らかに優免特權を有していたが、後者についてはそれを史料的に確認し得ない。

(61) 民国『合川県志』卷二九、公善、養濟。

(62) 同右書、卷二九、公善、賓興。

(63) 同右書、卷三六、學務、補遺、義卷。

(64) 同右書、卷二七、團警。

(65) 高橋孝助「一九世紀中葉の中国における税収奪体制の再編過程」(『歴史学研究』三八三号、一九七二年)。同清末における釐金収奪と小農民経営」(『歴史学研究』三九二号、一九七三年)。

(66) 西川正夫、前掲論文によれば、光緒以降には、抗糧闘争に代って、公局打ちこわし等の農民暴動が主流をなすに至っている。

(67) 註(50)、参照。

(68) 民国一五年(一九二六年)刊『崇慶県志』民政四、捐輸。

(69) 光緒元年(一八七九)刊『彭水県志』卷二、学校、蔚文堂公局章程に「會算四項公費賬目、應由在局紳董會同城耕出穀二十石之田」とある。

郷紳董、在局眼同結算」とある。また、東郷県の育嬰章程にも「凡新舊交替、會同閩縣紳糧、將全年經手出入帳目澈底清算」とある(光緒二八年[一九〇〇]刊『東郷県志』卷五、賦役志、知県張蘭稟定育嬰章程)。

(70) 局士が地方官と結託して会算を拒否した事例は「州政の利弊十六カ条」の第三条「賓興宜加厚也」に見られる。

(71) 秦国聘の伝記には「陸路則引鹽外、向淮小販肩挑數十百斤、自給口食、于是、合「州」、定「遠」、岳「池」、広「安州」、南充「民趨之如驚」とある。なお、光緒『広安州新志』卷一三、貨殖志、物類、鹽茶は、かかる小販について「往日鄉民貧苦鹽販為多、肩挑背負以謀衣食。……以米豆去、以鹽歸」と述べている。

(72) 但し、道路の建設は、他方で、釐金の徵収対象としての、かかる小販を捕捉することを容易にしたであろう。

(73) 民国二〇年(一九三一)刊、重修『南川県志』卷一四、叢談、南川社会状況、清代に「窮佃歲入不敷、向多穀翁、重息借貸、負債終身、如荷桎梏」とある。

(74) 当時の民田の佃租は、一般的に収穫量の六一七割以上であつたが、表4によれば、永川県学田の佃戸の租額は五割以下のものが極めて多い。

(75) 民国『雲陽県志』卷一三、札俗中に「大氏良農一人足耕出穀二十石之田」とある。

- (76) 光緒三年（一九〇五）刊『德陽縣志統編』卷三、建置志、育嬰局。
- (77) A・スマドレー著、阿部知二訳『偉大なる道—朱徳の生涯とその時代—』上、岩波書店、一九六九年、四七—四八頁。
- (78) 公局の章程や規条には、しばしば、承佃希望者について、「殷実紳糧」すなわち大地主の保証人を必要とする旨が規定されている（民国『崇慶県志』江原文徵、県人記事之文、社田條規）。大地主を保証人となし得る人は、社会的に恵まれた立場にあり、富裕である可能性が大きいと考えられる。
- (79) 久保田文次氏が大佃戸の事例の一つとして挙げられてゐる合州三費局の佃戸任正才は、商人として蓄財したのち、三費局の公田を借地している（久保田、前掲論文、二七五頁）。
- (80) 光緒十五年（一八八九）刊『南川公業図説』卷一、学田、章程。
- (81) 久保田文次氏は、前掲論文において、公田佃戸の經營が相対的に安定していたのは、公田佃戸が高率の押租を支払っていたからであるとされているようであるが、これには以下の二点で疑問がある。①『南川公業図説』に収録されている南川県の公田の押租額は、光緒半ば頃における同
- (82) 『南川公業図説』卷首、規条に「公業凡戴入図説者、均免津捐、止完正糧」とある。
- (83) 註(9) 参照。
- (84) 鐘澤生『藻雪堂文集』（光緒二〇年〔一八九四〕刻）卷八、書、「致謝品峯父台」附啓。
- (85) 民国『南充県志』卷七、掌故志、学校、附錄南充賓興局新訂章程に「局士不得私加私當、妄取分文」とある。
- (86) 華陽縣の県立中學校產業一覽表に見られる淨土寺公業は、前清時には滌渢書院の所有していたものであるが、前清以来「田皆頂田、故壓金愈久愈重」であったという（民国二三年〔一九三四〕刊、民国五六年〔一九六七〕影印『華陽縣志』卷三、建置、学校）。
- (87) 成都府金堂縣の義倉規条に「義倉佃戸不得私抽所佃田畝、重取壓租、分佃別人」とある（民国『金堂縣志』卷三、食貨、倉儲、義倉規条）。
- (88) 民国二八年（一九三九）刊、民国五六年（一九六七）影印『巴縣志』卷一、農別、不耕佃農。
- (89) 註(66)に同じ。